

ノルド・ストリーム2に対する米国経済制裁法とEUガス指令の域外適用

愛媛大学法文学部 准教授 不破茂

ノルド・ストリーム2（以下、NS2）はロシアとドイツを結ぶ天然ガス・パイプラインである。ロシア国営企業であるガスピロムの100%子会社であるスイス企業ノルド・ストリーム2AGが所有、運営する。バルト海底に敷設され、ウクライナを回避する。年間550億立法メートルのガス輸送能力を有し、稼働すればノルド・ストリーム1と併せて輸送能力が2倍になるはずであった。ロシアと欧州を結ぶガス・パイプラインとして突出している。ガスピロムと、英・蘭、澳、仏、独の5社が半分ずつ投資する予定であった。EUは天然ガスの輸入をロシアに依存している。元々、ソ連邦時代から欧米メジャーが現ロシア領域内の資源開発に投資し、資源輸送システムを建設し、権益を確保しつつ、資源消費国である欧州諸国と互恵的関係にあったのである。しかし、2014年のクリミア併合以来、ロシアがウクライナを更に侵略することが懸念された。米国が、特に、NS2に着目するのは、ロシアがヨーロッパの天然ガス市場において、今後数十年に渡り支配的な市場占有率を獲得し、パイプラインが迂回されることで、ウクライナ経済と政府を不安定にする恐れがあるからである。かくて、ヨーロッパの資源安全保障に関わるのである。NS2は、2021年9月に完成し、ウクライナを通過する天然ガスの一定の輸送量を確保することと引き換えにNS2の稼働を認める条件闘争化していたようである。11月時点では、稼働に積極的であったドイツがドイツ領域内における運営認可手続を停止したが、いずれ認可されると予想されていた。

NS2に関する米国の経済制裁は、2017年アメリカの敵に対する制裁法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act）§232と、2020年改正2019年欧州エネルギー安全保障法（Protecting Europe's Energy Security Act）を根拠としている。悪名高い二次的制裁を含み、EUはこの部分を国際法に違反するものとして非難しており、NS2に対してはEU法の枠組みで対処するとしていた。この点のEU法としては、2009年第三次ガス・パッケージの枠組みが重要であり、2009年ガス指令を中心とする。EUガス市場の競争政策と資源安全保障を目的とする。2019年改正により、NS2への適用が明示された。

この間、ロシアはNS2の稼働を強く求めていた。2014年に、EUに対して、前記ガス・パッケージに関するWTO紛争解決手続を申立て、パネル報告（WT/DS476/R）がロシアの申立てを認めなかった。2019年には、NS2AGがEU司法裁判所に対して、前記ガス指令の取消訴訟を提起し、一般裁判所が排斥している（Case T-526/19）（上訴中）。同年、ハーグ常設仲裁裁判所において、NS2AGがEUに対して、エネルギー憲章条約に基づき、国際投資仲裁を申し立てている（<https://pca-cpa.org/en/cases/239/>）。しかし、ロシア軍のウクライナ侵攻を受け、NS2AGは、2022年2月23日に至りようやく米国制裁のためのOFACによるSDNリストに付け加えられ、報道によれば、NS2AGが破産手続きの検討に入ったとされている。

報告では、米国制裁法と域外適用、特に二次的制裁について分析し、EUガス指令の域外適用問題について検討を加える。

題名：国際運送契約における「危険品」法理の発展

－条約と各国危険品法制－

報告者：神戸大学大学院博士後期課程 株式会社阪急阪神エクスプレス 山本 明

1) 本発表の要旨

国際運送契約における危険品の申告義務は、安全な国際運送を行う上で重要な荷送人の責任といえる。危険品の申告義務は、近時におけるわが国の商法改正の目玉の一つとされた。また、科学技術の進歩に伴い、化学品などの危険品の種類も増え、更に近年は地球環境に配慮した Co2 削減の流れを受け、電気自動車導入拡大により、リチウムイオン電池の製造・出荷が拡大している。リチウムイオン電池は、国連勧告でクラス 9 危険物に分類され、IATA 危険物規則 (IATA DGR) や国際海上危険物規定 (IMDG Code) 等の要件を満たす必要がある製品であり、すでに同製品の発火により複数の航空機事故も発生している。本発表では、国際運送における「危険品法理」の形成の歴史について説明し、合わせて、近時の法制の動向も踏まえて、以下の構成で発表を行う。

I はじめに

- ・近時における危険品運送を巡る事故等を紹介し、運送契約における危険品告知の重要性について、導入説明する。

II 国際海上運送における危険品法理の形成

- ・19 世紀以降の英国判例法における危険品法理形成について、重要な判例を例に挙げ、現在でも議論される主要な論点について説明する。
- ・国際海運条約である 1924 年船荷証券統一条約 (ハーグ・ルール) における危険品規定について説明し、上記の英国コモン・ローにおいて形成された判例と条約との関係性を考察する。
- ・国際機関による公法的条約における危険品規制 (IMDG Code の制定と SOLAS 条約) の形成について、解説する。
- ・近時の英米判例においては、従来の英国コモン・ローの流れと、国際条約であるハーグルールとの解釈上の問題点にかかわる重要な判断が下されたことを説明し、合わせて、同じコモン・ロー法域である米国の動向についても触れる。
- ・英国・米国の近時の判例動向を踏まえ、わが国等の各国の状況について説明する。

III 国際航空輸送における危険品法制

- ・モントリオール条約における危険品にかかわる規定や学説について説明する。
- ・ICAO や IATA における公法的条約や国際規則における危険品規定について説明する。

IV 危険品法理における課題事項

・上記の国際海上運送、国際航空運送における法制の発展を踏まえて、わが国の近時の危険品における法制の動向（改正商法等）を説明し、また危険品を巡る課題事項（危険品の範囲や責任（i.e.厳格責任主義か過失責任主義か）について、学説等を紹介した上で、考察を進める。

2) 発表の方法

発表に際してはパワーポイントによる資料と WORD による資料の 2 種類を準備しており、当日の時間的制約などを考慮して、いずれかを用いて、発表を行うことを予定している。

3) 準備の状況

上記パワーポイント資料及び WORD 草稿の準備を進めており、現在は草稿の注記事項や内容の校正を進めており、3 月下旬の発表までには準備を完了できる見込みである。

以上